

右の者に対する道路交通法違反、恐喝未遂、恐喝、強要被告事件（平成三年（あ）第八一六号）について、平成三年一一月一五日当裁判所が上告棄却の決定をしたところ、裁判の執行に関する異議の申立てがあったが、刑訴法五〇二条の申立ては、執行すべき刑の言渡しをした裁判所にすべきものであって、当裁判所は同条にいう「言渡した裁判所」に当たらないから、本件申立ては不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成四年二月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	中	島	敏	次	郎
裁判官	藤	島			昭
裁判官	木	崎	良		平
裁判官	大	西	勝		也